

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年8月29日（令和4年（行個）諮問第3号）

答申日：令和5年7月6日（令和5年度（行個）答申第32号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「請求人が令和4年特定月日に、特定株式会社特定工場について、特定労働基準監督署へ申告した事によって作成された書類とその添付書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年5月6日付け静労個開（決）第4-39号により静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 令和4年特定月日、静岡労働局から保有個人情報の開示を受けたが、黒塗りが多く、知りたい情報が得られなかったから。
- (2) 請求者の私自身が、特定株式会社特定工場の特定部に在籍しており、所属する会社情報は既知であり、審査請求内容は会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがなく、下記(3)については黒塗りにする必要がないと思われるから。
- (3) 特に開示して頂きたい内容は、下記の通りです。
 - ア 処理経過（令和4年3月31日）
 - イ 処理経過（令和4年4月8日）
 - ウ 処理経過（令和4年4月11日）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年4月15日付け（同日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和4年5月26日付け（同月30日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項を改めた上で、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定等について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が特定労働基準監督署に対して申告した事案に係る申告処理台帳一式であり、別表2に掲げる文書1から4までの文書（以下「対象文書」という。）である。

対象文書4の①については、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれておらず、また、審査請求人が申告した事案に関連して担当官が収集等した情報も含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

なお、仮に対象文書4の①が保有個人情報に該当すると判断された場合においても、下記(2)ウの理由により、不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働

者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」，「処理方法」，「処理経過」，「措置」，「担当者印」，「副署長・主任（課長）印」及び「署長判決」等が記載されている。

対象文書の1の①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されている。当該情報は、法78条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、対象文書の1の①には、当該事業場の内部管理及び内部における事務処理等に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条3号イに該当する。

さらに、これらの情報には法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署に対して開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法78条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督署における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条5号及び7号ハに該当する。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法78条2号、3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号ハに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

イ 監督復命書（対象文書3）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」，「監督種別」，「整理番号」，「事業場キー」，「監督年月日」，「労働保険番号」，「業種」，「労働者数」，「家内労働委託業務」，「監督重点対象区分」，「特別監督対象区分」，「外国人労働者区分」，「企業名公表関係」，「事業の名称」，「事業場の名称」，「事業場の所在地」，「代表者職氏名」，「店社」，「労働組合」，「監督官氏名印」，「週所定労働時間」，「最も賃金の低い者の額」，「署長判決」，「副署長決裁」，「主任（課長）決裁」，「参考事項・意見」，「No.」，「違反法条項・

指導事項・違反態様等」，「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」，「確認までの間」，「備考1」，「備考2」，「面接者職氏名」及び「別添」等が記載されている。

(ア) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の（イ）以外の部分

対象文書の3の①には，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されている。当該情報は，法78条2号に該当し，かつ，同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

対象文書3の①の監督復命書の「完結区分」欄等には，労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実，事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は，法人内部の労務管理に関する情報等であることから，開示されることとなれば，人材確保の面等において当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，法78条3号イに該当する。

また，これらの情報には，法人に関する情報が含まれており，労働基準監督署の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものであって，通例として開示しないこととされているものであることから，法78条3号ロに該当する。

加えて，これらの情報には，特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として，労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば，当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ，今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり，また，労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ，さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど，検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため，法78条5号及び7号ハに該当する。

以上のことから，これらの情報は，法78条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号ハに該当するため，不開示を維持することが妥当である。

(イ) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部

対象文書3の②の監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部には，監督指導を実施した後の事案全体の事後処理方針に係る所属長による判決及びこれに関する担当官の意見が記載

されている。

「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえた上で、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及び「要改善報告」の5つの区分から事案の処理方針を決定する。

「完結」とは、監督指導を実施した事業場において、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導には馴染まず、刑事手続に移行する場合に行う判決、「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場から客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該事業場からの是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導すべき事項が認められるため、当該事業場からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

「要再監」や「要確認」（労働基準関係法令違反が認められた場合の「完結」を含む。以下同じ。）の判決がなされた事案の場合、これらの情報が開示されることとなれば、事業場において認められた法違反が悪質であると捉えられることにより、当該事業場が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている場合であっても、当該事業場が是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれるおそれがある。また、仮に他の情報から「署長判決」欄の内容が推測し得るとしても、このような誤った印象を持たれるおそれについては、単に推測されるに留まっている場合と、労働基準監督署長が現に判断したものが具体的に明らかになる場合とでは、次元が大きく異なるものである。さらに、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案のみを開示しない取扱いとした場合には、「署長判決」欄が開示されていないときは、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案であることが明らかとなるため、特定の署長判決である場合のみを開示すべきではなく、いずれの署長判決であったとしても一律に開示すべきではない。

したがって、これらの情報が開示された場合、事業場における信

用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条3号イに該当する。

また、上述のとおり、是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている事業場であっても「署長判決」欄が公にされたことによって、是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれ、労働基準監督官による指導に対する是正意欲を無くすほか、そもそも指導自体をさせないように監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねず、その結果、労働基準関係法令違反の発見を困難にするおそれが生じ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれも生じるものである。

したがって、これらの情報が開示された場合、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条5号及び7号ハに該当する。

さらに、いわゆる災害調査復命書のうち行政内部の意思形成過程に関する情報に係る部分は民事訴訟法（平成8年法律第109号）220条4号ロ所定の文書に該当するが、労働基準監督官等の調査担当者が職務上知ることができた事業者にとっての私的な情報に係る部分は同号ロ所定の文書に該当しないとされた最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定において、「行政内部の意思形成過程に関する情報」の例示として災害調査復命書の「署長判決」を挙げているが、この災害調査復命書における「署長判決」欄と本件監督復命書における「署長判決」欄は、労働基準監督署長が行う事案の処理方針の決定を行う点において同様のものであり、本件監督復命書における「署長判決」欄も、行政内部の意思形成過程に関する情報である。

したがって、これらの情報には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法78条6号に該当する。

以上のことから、これらの情報は、法78条3号イに該当することに加え、同条5号、6号及び7号ハに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

- ウ 特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（対象文書4）
対象文書4は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書である。

対象文書4の②には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることから、当該情報は、法78条2号に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

また、対象文書4の②には、当該事業場の労務管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなる。事業場が労働基準監督署の指導に応じて何を提供したかという情報自体が、指導を受ける側としては秘匿されるべき重要な内部情報であるところ、仮に提出した事実について関係者以外に把握されていない情報が開示されることとなれば、当該事業場の人材確保や危機管理の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法78条3号イに該当する。

さらに、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法78条3号ロに該当する。なお、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとは、その内容はもとより、何を提供したかという情報自体が、開示しないとの条件を付しているものである。

加えて、これらの情報は、仮に、行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開とする約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求され、又は、将来、労働基準監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う調査、刑事捜査から逃れることを容易にするおそれもあることから、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、同条5号及び7号ハに該当する。

特に同条5号該当性については、犯罪の予防等に関する情報は一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、ここでいう行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかなものでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと

解すべきである（参考 最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（民集32巻7号1223頁））。本件においても、労働基準関係機関における犯罪の予防活動を行うに当たり、資料の開示をおそれた法人等がその提出に応じなくなる危険性が生じることが想定されることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

以上のことから、これらの情報は、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当することから、不開示を維持することが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、対象文書1の②、3の③及び4の③については、法78条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「特定労働局から保有個人情報の開示を受けたが、黒塗りが多く、知りたい情報が得られなかった」「請求者自身が（中略）所属する会社情報は既知であり、（中略）黒塗りにする必要がない」等と主張しているが、上記（2）で述べたとおり、本件開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法78条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであることから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3（3）に掲げる部分については、新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項を上記3（2）のとおり改めた上で、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年8月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月21日 審議
- ④ 令和5年6月19日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求め

ている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分については、法の適用条項を改めた上で、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとするほか、同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号ハに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（1））において、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書（対象文書4の①）については、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれておらず、また、審査請求人が申告した事案に関連して担当官が収集等した情報も含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない旨説明する。

そこで、当該部分が、その内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

通番Aは、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書の一部であり、当審査会において見分したところ、当該部分に審査請求人を識別することができることとなる情報が含まれているとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表2の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載の一部、通番2（2）は監督復命書の「面接者職氏名」欄に記載された特定事業場関係者の職氏名であり、原処分において既の開示されている情報、又は諮問庁が開示することとしている情報から、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められる。

当該部分には、法78条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれているが、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に

対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、さらに、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2(1)は、監督復命書の「監督重点対象区分」欄であり、空欄となっている。同欄は、監督種別が定期監督の場合に限り、労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されるものであるが、原処分において、監督種別は申告監督であることが開示されているから、同欄が空欄であることは推認できるものであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとは認められず、これを開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報とも認められない。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、さらに、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3は、監督復命書の「署長判決」欄の日付部分である。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、さらに、行政機関内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条3号イ、5号、6号及び7号ハ

のいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番４は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書の一部である。

(ア) 通番４（１）は、当該申告案件に対する特定事業場の回答の補足として、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料である。

a 下記 b を除く当該部分は、当該資料の一部に記載された日付、宛先、発出者、表題の一部等であり、当該部分を開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

b 当該部分は、諮問庁が開示することとしている情報から、審査請求人が推認できる情報であると認められる。

当該部分のうち、宛先は特定労働基準監督署担当官の職氏名であり、法 78 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるが、原処分において既に開示されている情報から審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。また、宛先を除く当該部分には、同号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれていない。

(イ) 通番４（２）は、特定事業場の就業規則であり、特定事業場の従業員である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該文書には、法 78 条 2 号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれていない。

(ウ) 通番４（３）は、当該申告案件に対する特定事業場の回答の補足として、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料である。

当該資料は、原処分において既に開示されている情報から、当該資料の存在が明らかであり、当該資料を確認したところ、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

当該資料には、法 78 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれているが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

(エ) 通番４（４）は、当該文書の一部に記載された日付であり、当該部分を開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難く、また、諮問庁が開示することとしている情報から、審査請求人が推認できる情報であると認められる。

当該部分は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとは認められず、これを開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報とも認められない。

(オ) 上記（ア）ないし（エ）に掲げる部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが

あるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、さらに、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表2の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハ該当性

(ア) 通番1は、申告処理台帳及び申告処理台帳続紙の記載の一部である。

a 「完結区分」欄は、原処分において既に開示されている情報と照らし合わせても、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

b 「処理経過」欄に記載された、特定事業場の関係者からの聴取内容、それを踏まえた特定労働基準監督署の担当官の調査方針、判断等の内容である。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係者が、今後、労働基準監督機関に対して率直に説明することをちゅうちょし、又は申告処理に係る調査手法の一端が明らかとなって、当該機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号ハに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2は、監督復命書の記載の一部である。

a 「完結区分」欄は、原処分において既に開示されている情報と照らし合わせても、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

「参考事項・意見」欄は、労働基準監督官が臨検監督を実施した方法、臨検監督を実施したことにより判明した内容及び特定事業場への指導内容等の行政措置に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う監督指導に係る手法・内容等が明らかとなって、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は

違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号ハに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b 「家内労働委託業務」欄は、特定労働基準監督署の特定事業場に対する調査結果の内容が記載されている。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係者が、今後、労働基準監督機関に対して率直に説明等を行うことをちゅうちょするなど、当該機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号ハに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) 通番4は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書である。

- a 当該文書のうち、当該申告案件に対する特定事業場の回答の補足として、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料である。

したがって、当該部分は、上記(イ) bと同様の理由により、法78条7号ハに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b 上記aを除く当該文書には、特定事業場のFAX番号等が記載されており、一般に公にしていない特定事業場の内部管理情報であると認められる。

これらの部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- c 上記aを除く当該文書のうち、上記bに掲げる部分を除く部分には、特定事業場関係者の氏名が記載されている。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求

者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法78条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、同条3号イ及びロ、5号並びに7号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法78条3号イ、5号、6号及び7号ハ該当性

通番3は、監督復命書の「署長判決」欄（日付部分を除く。）及び続紙の記載の一部である。

当該部分は、特定労働基準監督署における監督指導に係る監督官の対応方針であり、特定労働基準監督署の調査手法・内容が明らかになる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（イ）aと同様の理由により、法78条7号ハに該当し、同条3号イ、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号ハに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表1に掲げる通番Aは、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは妥当であり、別表2の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号ハに該当すると認められるので、同条3号ロ、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表1 保有個人情報該当性

1 諮問庁が保有個人情報非該当を主張する部分			2 保有個人情報該当性	
対応する別表2の文書番号及び文書名		該当箇所	通番	
文書 4①	特定事業場から 特定労働基準監督署に提出された文書	129頁ないし130頁	A	非該当

(注1) 諮問庁が理由説明書及び別表において保有個人情報非該当を主張する部分を当審査会事務局で抜き出して作成した。

別表2 不開示情報該当性

1 文書番号, 文書名及び頁		2 諮問庁が不開示を維持すべき としている部分			3 2 欄のうち開示すべ き部分	
		該当箇所	法78 条各号 該当性	通番		
1	申告処 理台帳 及び申 告処理 台帳続 紙	1 な いし 1 0	① 1 頁「完結区 分」欄, 4 頁「処理経過」欄 2 9 行目 7 文字目な いし 9 文字目, 3 0 行目 1 文字目ないし 最終文字, 3 1 行目 1 文字目ないし最終 文字, 6 頁「処理経過」欄 2 5 行目 7 文字目な いし 1 2 文字目, 2 6 行目 1 文字目ない し 2 7 行目 最終文 字, 2 8 行目 1 文字 目ないし 3 2 行目 最 終文字, 7 頁「処理経過」欄 2 行目 1 文字目ない し 5 行目 最終文字, 6 行目 8 文字目ない し 1 1 文字目, 2 3 文字目ないし 8 行目 最終文字, 9 行目 8 文字目ないし 1 0 文 字目, 1 5 文字目な いし 3 6 文字目, 1 0 行目 1 文字目ない し 1 2 行目 1 7 文字 目, 1 4 行目 8 文字 目ないし 9 文字目,	2 号, 3 号イ 及 び ロ, 5 号, 7 号ハ	1	6 頁「処理経過」欄 2 5 行目 7 文字目ないし 1 2 文字目, 7 頁「処理経過」欄 2 行 目 2 7 文字目ないし 3 行 目 1 9 文字目, 6 行目 8 文字目ないし 1 1 文字 目, 7 行目 2 2 文字目な いし 8 行目 2 文字目, 9 行目 8 文字目ないし 1 0 文字目, 1 5 文字目, 3 4 文字目ないし 3 6 文字 目, 1 4 行目 8 文字目な いし 9 文字目, 1 8 行目 6 文字目ないし 8 文字 目, 1 5 文字目ないし 1 6 文字目, 2 7 行目 1 1 文字目ないし 1 4 文字目

		<p>1 1 文字目ないし最終文字， 1 5 行目 1 7 文字目ないし 1 7 行目 3 4 文字目， 1 8 行目 6 文字目ないし 8 文字目， 1 5 文字目ないし 1 6 文字目， 1 9 行目 1 文字目ないし 2 3 行目 3 4 文字目， 2 5 行目 1 文字目ないし 2 6 行目最終文字， 2 7 行目 1 1 文字目ないし 1 4 文字目， 2 9 行目 3 5 文字目ないし 3 0 行目最終文字， 3 1 行目 1 文字目ないし最終文字， 3 2 行目 1 文字目ないし最終文字，</p> <p>9 頁「処理経過」欄 2 5 行目 1 0 文字目ないし 1 2 文字目， 2 6 行目 1 文字目ないし 3 0 行目 4 文字目， 1 1 文字目ないし 1 2 文字目， 1 4 文字目ないし 1 7 文字目， 3 1 行目 1 4 文字目ないし最終文字，</p> <p>1 0 頁「処理経過」欄 2 行目 1 文字目ないし 3 行目 3 9 文字目， 4 行目 2 0 文字目ないし 5 行目 2 4 文字目， 5 行目 3 5</p>		
--	--	---	--	--

			文字目ないし7行目 最終文字, 9行目1 文字目ないし最終文 字			
			② ①以外の不開示 部分	新たに 開示	—	—
2	審査請 求人か ら特定 労働基 準監督 署に提 出され た文書	1 1 ない し9 2	—	—	—	—
3	監督復 命書	9 3, 9 4	① 9 3 頁「完結区 分」欄, 「家内労働 委託業務」欄, 「監 督重点対象区分」 欄, 「面接者職氏 名」欄, 9 4 頁「参考事項・ 意見」欄1行目1 3 文字目ないし2行目 2 0 文字目	2 号, 3 号イ 及 び ロ, 5 号, 7 号ハ	2	(1) 9 3 頁「監督重点 対象区分」欄 (2) 「面接者職氏名」 欄
			② 9 3 頁「署長判 決」欄, 9 4 頁「参考事項・ 意見」欄6行目1文 字目ないし最終文字	3 号 イ, 5 号, 6 号, 7 号ハ	3	9 3 頁「署長判決」欄 (日付部分に限る。)
			③ 9 3 頁「最も賃 金の低い者の額」欄	新たに 開示	—	—
4	特定事 業場か ら特定 労働基 準監督 署に提	9 5 ない し1 3 3	① 1 2 9 頁ないし 1 3 0 頁	保有個 人情報 非該当	—	—
			② 9 5 頁ないし1 2 8 頁, <u>1 3 1 頁</u> (③ を除く。), <u>1 3 2</u>	2 号, 3 号イ 及 び	4	(1) 9 5 頁1行目ない し4行目, 7行目5文字 目ないし最終文字, 1 0

	出された文書	頁ないし133頁	ロ, 5号, 7号ハ		<p>行目ないし11行目, 96頁2行目ないし3行目12文字目, 11行目1文字目ないし12文字目, 20行目1文字目ないし12文字目, 31行目1文字目ないし12文字目,</p> <p>97頁10行目 (2) 99頁(右上手書き文字部分を除く。)ないし117頁 (3) 118頁(右上手書き文字部分を除く。)ないし120頁, 121頁(右上手書き文字部分を除く。)ないし122頁, 123頁(右上手書き文字部分を除く。)ないし124頁, 125頁(右上手書き文字部分を除く。)ないし126頁, 127頁(右上手書き文字部分を除く。)ないし128頁 (4) 131頁1行目日付部分</p>
		③ 131頁(上端のFAX番号, 1行目日付部分, 会社FAX番号, 担当者氏名及び記の1行目1文字目ないし最終文字部分を除く。)	新たに開示	—	—

(当審査会注)

文書4の②に係る2欄の該当箇所については, 理由説明書(上記第3の3

(2) ウ)において不開示情報に該当する旨記載されているが、同箇所の下線部については理由説明書別表に記載がなかったため、当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足して説明させたところ、当該下線部についても不開示情報に該当するとのことであったことから、当審査会事務局において追記した。